

平成22年5月24日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

健康保険における被扶養者の範囲

5月下旬から6月下旬にかけて、協会けんぽに加入している被扶養者の認定状況の確認が行われます（提出期限＝7月末日）。今回は、被扶養者の範囲についてご紹介します。

1. 対象となる収入

今後1年間に得るであろう給与収入、事業所得、配当、利子、不動産、年金、各社会保険給付（※）など全ての収入で判断されます。税法と異なり、認定日（年末）以前一年間で得た収入ではありません。

※各社会保険給付とは…健康保険法上の「傷病手当金」「出産手当金」だけでなく、雇用保険給付金も含まれています。

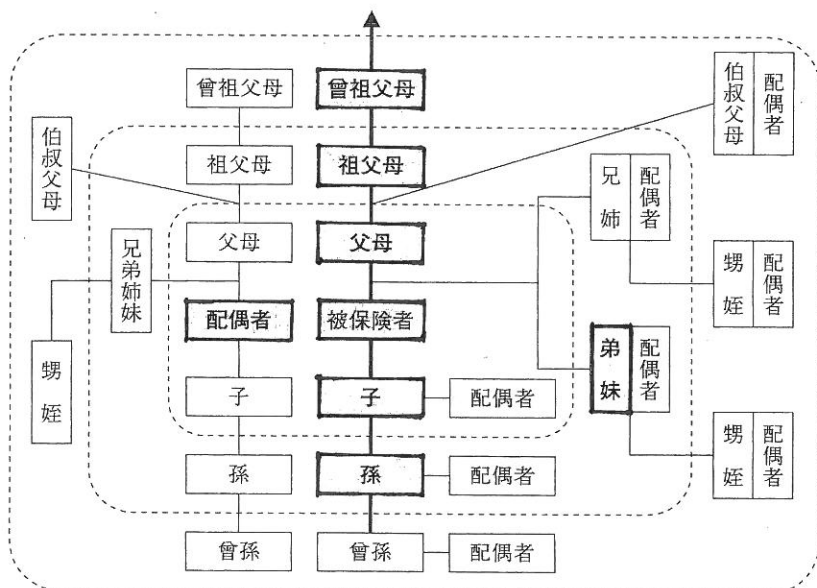
2. 年収額 下記全てを満たすことが必要です。

- (1) 被扶養者の年収が130万円未満（60歳以上又は一定の障害者は180万円未満）
- (2) 被扶養者の収入が被保険者の収入の2分の1以下であること（表①②③の場合）
- (3) 被扶養者の収入が被保険者の仕送り額よりも少ないこと（表①で別居の場合）
- (4) 各社会保険給付による収入の場合は、給付日額が3,612円未満（60歳以上の場合は5,000円未満）であること

3. 被扶養者となれる親族の範囲

被扶養者の範囲	被扶養者となる要件
①被扶養者の直系尊属、配偶者（内縁関係にある者も含む）、子、孫、弟妹	被保険者により生計維持（別居でも可）
②被保険者の三親等以内の親族で、①以外の者 ③被保険者の内縁関係にある配偶者の父母及び子	生計維持＋同居

- ⇒生計維持要件のみ
 ⇒生計維持要件＋同居要件



平成20年度は、約5万人の被扶養者解除の届出漏れがあったそうです。

期限内に正しく申告するようにしましょう。